

小田原市 定額減税調整給付金(不足額給付Ⅰ) 申請書(請求書)

小田原市長あて

申請期限：令和7年10月31日(金)

裏面(2ページ)の同意・誓約事項に同意・誓約の上、申請します。

不足額給付Ⅰとは

令和6年分所得税及び定額減税の実績額等の確定により、定額減税しきれない控除不足額と、令和6年に受給した定額減税調整給付金(当初給付分)支給額との間で差額が生じた方に対して、その差額を支給するものです。

【支給対象者の例】

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、令和6年分所得税額が下がった方
(令和5年分との比較)
「令和6年分推計所得税額(令和5年所得)」>「令和6年分所得税額(令和6年所得)」
- 所得税分の定額減税可能額が上がった方
(こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加)
「所得税分定額減税可能額(当初給付時)」<「所得税分定額減税可能額(不足額給付時)」
- 当初給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額の減少分を、不足額給付時において対応することとなった方
- 当初給付支給後に令和6年度分住民税に修正が生じた方
「住民税所得割額の控除不足額(当初給付時)」<「住民税所得割額の控除不足額(不足額給付時)」



本様式は、定額減税調整給付金(不足額給付Ⅰ)の支給対象となり得る方で、申請が可能な方が使用するものです。
「小田原市 定額減税調整給付金(不足額給付Ⅰ)支給要件確認書」が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・提出してください。

支給額の 計算方法

令和7年の所要額

① 令和6年分所得税分の
控除不足額

+

② 令和6年度分住民税
所得割分の控除不足額

=

③ 控除不足額合計

支給額

③を1万円単位に切り上げ

④ 令和7年の所要額

-

⑤ 定額減税調整給付金(当初給付分)
支給額または所要額(令和6年)

=

⑥ 不足額給付支給額

※「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。

※定額減税調整給付金(当初給付分)の受給辞退があった場合等、未支給の場合は、「支給所要額」で計算します。

1. 申請・請求者

(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	現 住 所
	大正 昭和 平成 令和	〒 ー
	年 月 日	電話番号(平日昼間に連絡がつく番号) ()

※申請先は、令和7年1月1日時点で申請・請求者が住所を有する自治体です。

2. 振込口座(原則、1. 申請・請求者の口座とします。)※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記入し、振込口座が確認できる書類(金融機関名、支店名(コード)、口座種別、口座番号、口座名義人(カナ)等)が分かる通帳やキャッシュカード)の写し(コピー)を同封してください。

金融機関名	支店名(店名)	口座名義 (カタカナ)	
銀行 信金 信組 農協 労金	本・支店 本・支所 出張所	口座種別(預金種目)	口座番号
金融機関コード	支店コード	普通 当座	

(注)金融機関で口座が作れない等、口座による受取ができない場合には、小田原市物価高騰対応支援給付金コールセンター(☎0570-050-731)(ナビダイヤル)までお問い合わせください。

市処理欄					
受付	審査1	審査2	処理1	処理2	支給決定・請求額
/	/	/	/	/	/

必ず裏面(2ページ目)も確認・記入してください

■ 代理人 (代理申請・受給を行う場合)

代理人氏名 フリガナ		印鑑 印	代理人住所 〒 ー
電話番号 (平日昼間に連絡がつく番号)	代理人生年月日 大正 昭和 平成 年 月 日	本人 (受給者) との関係 ① 法定代理人 ② その他 ()	

※「②その他」は、親族等で、市長が特に認める方です。

※本人との関係により、追加で用意いただく提出書類が異なります。

詳しくは小田原市物価高騰対応支援給付金コールセンター(☎0570-050-731)(ナビダイヤル)までお問い合わせください。

【同意・誓約事項】 以下の全ての同意・誓約事項について確認し、同意・誓約します。

① 下記の支給要件に該当するため、申請します。

【支給要件】

ア＋イ (合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。)ーウ>0となる納税義務者

ア：所得税分の所要額

3万円×減税対象人数ー令和6年分所得税額

※納税義務者本人＋令和6年12月31日時点の扶養親族等
(控除対象配偶者を含み、国外居住者は除く。)

イ：個人住民税所得割分の所要額

1万円×減税対象人数ー令和6年度分個人住民税所得割額

※納税義務者本人＋令和5年12月31日時点の扶養親族等
(控除対象配偶者を含み、国外居住者は除く。)

ウ：調整給付金 (当初給付分) の額

② 小田原市による算定の結果、給付金額が0円となった場合には支給されません。

③ 提出された資料等をもとに市が給付額を算定することに同意します。

④ 支給要件の該当性等を審査するため、小田原市が必要な情報の確認を行うことや必要な資料をほかの行政機関等に求める・提供すること、また、公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行うことに同意します。

⑤ この申請書は、小田原市において支給決定をした後、給付金の請求書として取り扱います。

⑥ 申請書の不備や支給決定後の振込不能等の事由により、支給決定や支払いの完了ができず、かつ、令和7年11月14日(金)(当日消印有効)までに、不備等が補正されない場合には、給付金が支給されないことに同意します。

⑦ 他市町村から定額減税調整給付金 (不足額給付分) の支給を受けていません。

⑧ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、受領した給付金を返還します。

⑨ 給付金の申請に当たり、提出書類及び申立ての内容に相違ありません。

提出書類

次の全ての書類をご用意いただき、提出してください。

☐ 「小田原市 定額減税調整給付金 (不足額給付 I) 申請書 (請求書)」(本書)

☐ 「調整給付金の支給確認書の写し (コピー)、支給決定通知書」等

※令和6年に給付された調整給付金 (当初給付分) の額がわかる資料をご用意ください。

☐ 「申請・請求者本人確認書類の写し (コピー)」

※申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード (表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート、在留カード等の写し (コピー)

※代理申請・受給を行う場合、併せて代理人の本人確認書類の写しも提出してください。

☐ 「振込口座が確認できる書類の写し (コピー)」
※金融機関名、支店名 (コード)、口座種別、口座番号、口座名義人 (カナ) 等がわかる通帳やキャッシュカードの写し (コピー)

受給要件に該当せず調整給付金 (当初給付分) を受給していないため、上記資料をお持ちでない方、または、令和6年度分住民税所得割分の控除不足額が変更となった方のみをご用意ください。

☐ 「令和6年度個人住民税の納税通知書等の写し (コピー)」

※令和6年度分住民税所得割分の控除不足額等がわかる資料をご用意ください。

※提出書類の不備はありませんか。(提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

※上記提出書類以外にも支給要件の該当性を審査するため、必要書類の提出を求める場合があります。

※小田原市から内容の確認のために記載の電話番号に連絡することがあります。

注意事項

・令和7年1月1日時点で申請・請求者が住所を有する自治体に申請が必要です。

・申請期限は、令和7年10月31日(金)【当日消印有効】です。

期限までに申請がない場合は、本給付金を支給することができません。

申請書等送付先

※郵送でのご提出をお願いいたします。切手代につきましては、ご自身でご負担ください。

〒252-0290

相模原市中央区富士見1丁目1-20 相模原郵便局留

神奈川県小田原市荻窪300番地

小田原市役所 福祉政策課 給付金担当 宛て

※4ページ目の右下に、切り取って封筒に貼ってお使いいただける郵送先を記載してありますので、ご利用ください。

記入要領

1

2ページ目の【同意・誓約事項】を確認していただき、申請者本人を「申請・請求者」としてください。

2

振込口座は原則として申請・請求者名義の口座を記入してください。

※振込口座が確認できる書類の写し(コピー)を同封してください。

「ゆうちょ銀行」をご希望の方へ記入方法のご案内

▶支店名(店名)・支店コード

「記号」の2～3桁目＋最後に「8」をつけた3桁の数字
※「支店名(店名)」は漢数字、「支店コード」は算用数字となります。

「記号」が「11940」の場合

支店名 **一九八(本・支店)**
支店コード **198**

▶口座番号

桁数にかかわらず、「番号」の最後の「1」をとった数字

「番号」が「12345671」の場合

口座番号 **1234567**

▶口座種別(預金種目)

口座の預金種目にかかわらず

口座種別 **普通**

小田原市 定額減税調整給付金(不足額給付Ⅰ) 申請書(請求書)

小田原市長あて

申請期限：令和7年10月31日(金)

裏面(2ページ)の同意・誓約事項に同意・誓約の上、申請します。

不足額給付Ⅰとは 令和6年分所得税及び定額減税の実績額等の確定により、定額減税しきれない控除不足額と、令和6年に受給した定額減税調整給付金(当初給付分)支給額との間で差額が生じた方に対して、その差額を支給するものです。

【支給対象者の例】

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、令和6年分所得税額が下がった方
(令和5年分との比較)
「令和6年分推計所得税額(令和5年所得)」>「令和6年分所得税額(令和6年所得)」
- 所得税分の定額減税可能額が上がった方
(こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加)
「所得税分定額減税可能額(当初給付時)」<「所得税分定額減税可能額(不足額給付時)」
- 当初給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額の減少分を、不足額給付時において対応することとなった方
- 当初給付支給後に令和6年度分住民税に修正が生じた方
「住民税所得割額の控除不足額(当初給付時)」<「住民税所得割額の控除不足額(不足額給付時)」

！ 本様式は、定額減税調整給付金(不足額給付Ⅰ)の支給対象となり得る方で、申請が可能な方が使用するものです。
「小田原市 定額減税調整給付金(不足額給付Ⅰ)支給要件確認書」が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・提出してください。

支給額の 計算方法

令和7年の所要額

① 令和6年分所得税分の控除不足額 + ② 令和6年度分住民税所得割分の控除不足額 = ③ 控除不足額合計

③を1万円単位に切り上げ
④ 令和7年の所要額 - ⑤ 定額減税調整給付金(当初給付分)支給額または所要額(令和6年) = ⑥ 不足額給付支給額

※「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。
※定額減税調整給付金(当初給付分)の受給辞退があった場合等、未支給の場合は、「支給所要額」で計算します。

1. 申請・請求者

(フリガナ)		生年月日	現住所
氏名	オダワラ タロウ	大正 昭和 平成 令和	〒000-0000 小田原市久野〇〇番地
小田原 太郎	〇年〇月〇日		電話番号(平日昼間に連絡がつく番号) X X X (X X X) X X X X

※申請先は、令和7年1月1日時点で申請・請求者が住所を有する自治体です。

2. 振込口座(原則、1. 申請・請求者の口座とします。)*長期間出入金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記入し、振込口座が確認できる書類(金融機関名、支店名(コード)、口座種別、口座番号、口座名義人(カナ)等)が分かる通帳やキャッシュカードの写し(コピー)を同封してください。

金融機関名	支店名(店名)	口座名義(カタカナ)
〇〇	□□	オダワラ タロウ
銀行 信金 信組 農協 労金	本・支店 本・支所 出張所	口座種別(預金種目)
金融機関コード 0 1 2 3	支店コード 4 5 6	普通 当座
		口座番号 0 1 2 3 4 5 6

(注)金融機関で口座が作れない等、口座による受取ができない場合には、小田原市物価高騰対応支援給付金コールセンター(☎0570-050-731)(ナビダイヤル)までお問い合わせください。

市処理欄					
受付	審査1	審査2	処理1	処理2	支給決定・請求額
/	/	/	/	/	/

必ず裏面(2ページ目)も確認・記入してください

— 1 —

○ご不明な点はナビダイヤルへお問い合わせください。

小田原市物価高騰対応支援給付金コールセンター(ナビダイヤル)

※無料通話ではありません

☎ 0570-050-731

受付時間 8:30～17:15
(土・日曜日、祝日等を除く)

記入要領

3 対象となる方が代理申請・受給を行う場合、代理人の氏名(押印)、対象者との関係、電話番号(平日昼間に連絡がつくもの)、代理人の生年月日、代理人の住所を記入してください。

4 ①～⑨の内容を確認いただき、同意・誓約の上、申請書を提出してください。

5 すべての提出書類を☑して、確認の上、提出してください。

必要な提出書類が分からない場合は、小田原市物価高騰対応支援給付金コールセンター(ナビダイヤル)までお問い合わせください。

■ 代理人 (代理申請・受給を行う場合)

フリガナ オダワラ ハナコ 小田原 花子	印鑑 (実)	代理人住所 〒 000-0000 小田原市荻窪〇〇番地
電話番号(平日昼間に連絡がつく番号) 111-1111-1111	代理人生年月日 (大正) (昭和) (平成) 〇年 〇月 〇日	本人(受給者)との関係 ① 法定代理人 ② その他()

※「②その他」は、親族等で、市長が特に認める方です。
※本人との関係により、追加で用意いただく提出書類が異なります。
詳しくは小田原市物価高騰対応支援給付金コールセンター(☎0570-050-731)(ナビダイヤル)までお問い合わせください。

【同意・誓約事項】以下の全ての同意・誓約事項について確認し、同意・誓約します。

- ① 下記の支給要件に該当するため、申請します。
【支給要件】
ア・イ(合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。)→ウ>0となる納税義務者
ア：所得税分の所要額
3万円×減税対象人数－令和6年分所得税額
※納税義務者本人＋令和6年12月31日時点の扶養親族等
(控除対象配偶者を含み、国外居住者は除く。)
イ：個人住民税所得割分の所要額
1万円×減税対象人数－令和6年度個人住民税所得割額
※納税義務者本人＋令和5年12月31日時点の扶養親族等
(控除対象配偶者を含み、国外居住者は除く。)
ウ：調整給付金(当初給付分)の額
- ② 小田原市による算定の結果、給付金額が0円となった場合には支給されません。
- ③ 提出された資料等をもとに市が給付額を算定することに同意します。
- ④ 支給要件の該当性等を審査するため、小田原市に必要な情報の確認を行うことや必要な資料をほかの行政機関等に求める・提供すること、また、公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行うことに同意します。
- ⑤ この申請書は、小田原市において支給決定をした後、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑥ 申請書の不備や支給決定後の振込不能等の事由により、支給決定や支払いの完了ができず、かつ、令和7年11月14日(金)(当日消印有効)までに、不備等が補正されない場合には、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑦ 他市町村から定額減税調整給付金(不足額給付分)の支給を受けていません。
- ⑧ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、受領した給付金を返還します。
- ⑨ 給付金の申請に当たり、提出書類及び申立ての内容に相違ありません。

提出書類 次の全ての書類をご用意いただき、提出してください。

- ☒ 「小田原市 定額減税調整給付金(不足額給付Ⅰ)申請書(請求書)」(本書)
- ☒ 「調整給付金の支給確認書の写し(コピー)、支給決定通知書」等
※令和6年に給付された調整給付金(当初給付分)の額がわかる資料をご用意ください。
- ☒ 「申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)」
※申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート、在留カード等の写し(コピー)
※代理申請・受給を行う場合、併せて代理人の本人確認書類の写しも提出してください。
- ☒ 「振込口座が確認できる書類の写し(コピー)」
※金融機関名、支店名(コード)、口座種別、口座番号、口座名義人(カナ)等がわかる通帳やキャッシュカードの写し(コピー)
- ☐ 「令和6年度個人住民税の納税通知書等の写し(コピー)」
※令和6年度分住民税所得割の控除不足額等がわかる資料をご用意ください。

支給要件に該当せず調整給付金(当初給付分)を受給していないため、上記資料をお持ちでない方、または、令和6年度分住民税所得割の控除不足額が変更となった方のみをご用意ください。

※提出書類の不備はありませんか。(提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)
※上記提出書類以外にも支給要件の該当性を審査するため、必要書類の提出を求める場合があります。
※小田原市から内容の確認のために記載の電話番号に連絡することがあります。

- 注意事項**
- ・令和7年1月1日時点で申請・請求者が住所を有する自治体に申請が必要です。
 - ・申請期限は、令和7年10月31日(金) [当日消印有効] です。
 - 期限までに申請がない場合は、本給付金を支給することができません。

申請書等送付先 ※郵送でのご提出をお願いいたします。切手代につきましては、ご自身でご負担ください。

〒252-0290
相模原市中央区富士見1丁目1-20 相模原郵便局留
神奈川県小田原市荻窪300番地
小田原市役所 福祉政策課 給付金担当 宛て

※4ページ目の右下に、切り取って封筒に貼ってお使いいただける郵送先を記載してありますので、ご利用ください。

— 2 —

【ご注意ください】

○申請期限は令和7年10月31日(金)当日消印有効です。

○郵送でのご提出をお願いいたします。

※給付金手続き書類の郵送先はこちら↓

(切り取って封筒に貼ってお使いいただけます。)
※切手が必要です。



キリトリ

〒252-0290
相模原市中央区富士見1丁目1-20 相模原郵便局留
神奈川県小田原市荻窪300番地
小田原市役所 福祉政策課 給付金担当 宛て